

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例月議会議録(第6号)

平成24年12月20日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛受 明宏 議員
3番 近藤 郁子 議員	4番 近藤 善人 議員
5番 近藤 恵子 議員	6番 藤江 真理子 議員
7番 近藤 千鶴 議員	8番 一色 美智子 議員
9番 三浦 桂司 議員	10番 杉浦 光男 議員
11番 早川 直彦 議員	12番 山盛 左千江 議員
13番 平野 龍司 議員	14番 平野 敬祐 議員
15番 村山 金敏 議員	16番 安井 明 議員
17番 伊藤 清 議員	18番 堀田 勝司 議員
19番 月岡 修一 議員	20番 前山 美恵子 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏君	議事課長補佐 兼庶務担当係長	石川 晃二君
議事担当係長	馬場 秀樹君		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明君	副市長	小浮 正典君
教育長	市野 光信君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神谷 巳代志君
行政経営部長	伏屋 一幸君	経済建設部長	横山 孝三君
消防長	成田 泰彦君	教育部長	津田 潔君
秘書政策課長	鈴木 美智雄君	財政課長	吉井 徹也君
総務防災課長	相羽 喜次君	高齢者福祉課長	原田 一也君
医療健康課長	加藤 賢司君	都市計画課長	野村 芳明君
環境課長	土屋 正典君	会計管理者	深谷 義己君

兼出納室長

代表監査委員 古 橋 洋 一 君 監査委員事務局長 前 田 鎌 君

5. 議事日程

(1) 諸報告
)

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決
)

- 議案第 68 号 市道の路線廃止について
- 議案第 69 号 市道の路線認定について
- 議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 71 号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について
- 議案第 72 号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 議案第 73 号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 74 号 豊明市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する条例の制定について
- 議案第 75 号 豊明市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 76 号 豊明市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 77 号 豊明市が管理する道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 78 号 豊明市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 79 号 豊明市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 80 号 豊明市都市公園条例の全部改正について

- 議案第 81 豊明市事務分掌条例の一部改正について
号
- 議案第 82 豊明市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
号
- 議案第 83 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
号
- 議案第 84 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正について
号
- 議案第 85 豊明市子育て支援センター条例の一部改正について
号
- 議案第 86 豊明市下水道条例の一部改正について
号
- 議案第 87 豊明市都市下水路条例の一部改正について
号
- 議案第 89 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
号
- 議案第 90 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
号
- 議案第 91 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
号
- 議案第 92 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について
号
- (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決
)
請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
請願第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願
- (4) 意見書案第6号 警察力の強化のため愛知警察署の早期建替えを求める意見書
)
6. 本日の会議に付した案件
- (1) 諸報告
(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決
議案第 68 号から議案第 87 号まで及び議案第 89 号から議案第 92 号まで
(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号及び請願第2号

(4) 意見書案第6号

(5) 議員提出議案第3号 弁明書の提出について

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日の議会の開催に当たり、報道関係者よりテレビ収録の申し出があり、冒頭の部分のみ許可をいたしましたので、ご承知おきください。

ここで、暫時休憩といたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

No.3 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で協議をいたしておりまますので、その結果を委員長より報告を願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.4 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第6号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.5 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を

進めます。

日程1、諸報告に入ります。

議会運営委員会及び福祉文教委員会に付託しておりました陳情第11号から陳情第16号までの6件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに毛受明宏議会運営委員長、登壇にて報告を願います。

No.6 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、議会運営委員会に付託されました陳情2件の審査内容と結果についてご報告させていただきます。

去る12月14日午前10時より議会運営委員会を開催し、関係職員出席のもと、当委員会に付託されました陳情第15号 委員会会議録のネット配信を求める陳情を議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

陳情のため、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

開かれた議会にしていくためには、より多くの皆さんに关心を持っていただきたいので、採択とする。

本会議の議事録等を公表しています。本会議では細かな要点筆記に基づき委員長が行つていて、委員長報告をお聞きになれば、委員会の進行内容は理解できると思っており、時期尚早で不採択とするなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第15号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第16号 協議会会議録の作成を求める陳情を議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

陳情のため、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

一般質問のときに、幹部会の会議録の作成を求める発言があったのを記憶しております。行政に求めるのであれば、市民が私たちに求める協議会会議録の作成を拒む理由はないとして、採択とします。

幹部会においては、市の重要な事業方針と予算が決定され、その性質は全く違うものであります。協議会は、議論を踏まえ委員会で決定していきます。議会事務局も限られた人員の中で、現状の業務量を勘案したとき、不可能が生じ、人員の増も考慮していかなければ

ばならない。よって、不採択といたしますなどの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第16号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で議会運営委員会に付託されました陳情2件の審査内容と結果について報告を終わります。

No.7 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて一色美智子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.8 ○福祉文教委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告をいたします。

去る12月12日午前10時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと、4件の陳情を審査いたしました。

初めに、陳情第11号「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情を議題といたしました。

最初に、本陳情について当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、不採択の立場で、国会においても十分な審議をなされ、参議院において採決の際に附帯決議がついており、今後の運用の中で慎重な対応をしていただければよいかと考えております。

採択の立場で、今後、いろいろな条例、地域のニーズに応じた事業計画をつくり、膨大な事務が求められる。細心の配慮と十分な検討を、自治体の意見をよく聞いて進めていくということは、大切なことだと思う等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第11号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第12号 愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続・拡充する意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

本陳情について当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、県に意見書ということは考えておりませんが、第3子の保育料無料ということについては、当然、本市においても引き続き実施をしていくべきだと考えておりますので、趣旨採択とする等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第12号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第13号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情を議題といたしました。

本陳情について当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、処遇改善についてはご努力をいただいておると思います。単純に賃金を上げればということではありません。今後の国の議論の推移を見定めていきたい。現時点につきましては、意見書ということは考えておりませんので、不採択とする。

これからの時代は、福祉・保育分野の労働者の処遇というものは重要な分野だと思っています。国も赤字国債を発行して財源を充てているような今の状態は、考えなければならぬ点が数多くありますので、趣旨採択とする等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第13号は採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第14号 市町村管理栄養士配置に関する陳情を議題といたしました。

本陳情について当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、住民の健康増進等の対策について、管理栄養士を正規職員として配置することが全ての問題を解決するわけではありません。市町村それぞれ置かれた状況も違います。それぞれの立場において必要、効果的な措置を対応していただくことが一番重要だと思っておりますので、本陳情については賛同しかねる。不採択とする。

豊明市には現在、3名の管理栄養士の方がみえ、給食センターには県の職員で4名いると聞いており、これ以上増やさなくてもいいと思いますので、不採択とする等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第14号は採択に賛成者なく、不採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.9 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情6件について順次採決に入れます。

初めに、陳情第11号について採決を行います。

陳情第11号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第11号についてお諮りいたします。

陳情第 11 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.10 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第 11 号は不採択と決しました。
続いて、陳情第 12 号について採決を行います。
陳情第 12 号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。
本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.11 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、陳情第 12 号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。
続いて、陳情第 13 号について採決を行います。
陳情第 13 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 13 号についてお諮りいたします。
陳情第 13 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.12 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第 13 号は不採択と決しました。
続いて、陳情第 14 号について採決を行います。
陳情第 14 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 14 号についてお諮りいたします。
陳情第 14 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.13 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第 14 号は不採択と決しました。
続いて、陳情第 15 号について採決を行います。
陳情第 15 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 15 号についてお諮りいたします。
陳情第 15 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.14 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第 15 号は不採択と決しました。

続いて、陳情第 16 号について採決を行います。

陳情第 16 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 16 号についてお諮りいたします。

陳情第 16 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.15 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第 16 号は不採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 68 号から議案第 87 号までの 20 議案及び議案第 89 号から議案第 92 号までの 4 議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに平野龍司総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.16 ○総務委員長(平野龍司議員)

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件について、審査内容と結果についてご報告いたします。

去る 12 月 11 日午前 10 時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案の審査を行い、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、より専門的な技術、例えば医師や弁護士、電算プログラマーなどを期間限定で採用するためであり、今回の条例制定で具体的に考えているのは、来年 4 月からの新エネルギーの分野、北部、南部の開発部門に関する専門職と、東部知多と県に技術職を派遣するためである。

採用については、期間限定であっても一般職として採用するので、身分や資格、給与等は一般職と同等に考え、係長級として採用する。

選考についても、面接や前歴を重視して行い、短期で3年、最長でも5年を限度として、1年ごとに人事評価を通じて管理監督していきたい。

今回の条例については、採用の職種を限定し規則で定めて行い、どういう職種が必要だということを明記し採用するなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、本来なら正職員として採用すべきであり、人を使い捨てのような感覚があり、反対する。

新エネルギーの政策、北部、南部の開発や、職員を派遣するなど、専門的な知識と経験を活かし、即戦力として採用し、行政ニーズに対応していただくよう要望して賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第70号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は、指定管理者制度については、県内のほぼ全市町村が実施しており、運営については、審査委員会を設置し、一定期間を設けチェックしていく、利用料金についても、条例の範囲内として基本的な枠組みは市のほうで決めていく、市民サービスの低下にならないようにしたい。

対象施設としては、教育委員会所管の体育館、文化会館、図書館等を協議しているが、他市の例を見ると、児童館や保育園についても指定管理者でやっているところもあり、今後、協議していくなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、もともと施設は税金でつくったもので、市民のものだ。民間の事業所に託すことは、市政の中でのチェックができないのと、事業のノウハウを手離すことは重大な損失だということで、反対する。

県内でもこの制度を行っていないのは本市だけであり、指定管理者制度を採用することによって、市役所のノウハウだけでなく、民間の活力、知恵や創意工夫によって行政サービスや質の向上につながると思い、賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第71号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は、現行より1課3係増えたが、職員数については現在と変わらない。

部長制については、現段階においては継続することがベストである。

今回の提案については、1年かけて各職員、各課長に意見聴取を行い、検討会議を重ねた結果、このような形になった。

現在、1つの係に係長が2名～3名いるケースがあるが、徐々に機構に基づいた配置に戻していきたいなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、機構改革は、住民サービスを効率よく十分行き渡るようになるはずが、職員の削減により、課長が多くの業務を受け持たなければならない状況で、基本的に職員を増やす必要があると思い、反対する。

1年かけて検討された結果で、職員の働きやすい環境づくりを考えていただき、部長制を継続したことを評価します。横の連携を密にし、無駄をなくしコストダウンをしていただくことを要望して、賛成するなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第81号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 豊明市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく採決に入り、議案第82号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は、現状、55歳以上の昇給幅は55歳以下の半分であるが、改正後はさらに半分ほどになる。現在、対象となる職員は58名であるとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、ほとんどの職員が昇給しないということになり、やる気やモチベーションも失せてくるということが心配で、導入には反対する。

討論を終結し採決に入り、議案第83号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、財政調整基金について、繰越金を全部出すと3億円ほど伸び、8億円ぐらいの積立金ができる。普通交付税が3億円ほど増えた要因は、社会福祉費、高齢者福祉費の増額を見込み、10億円程度前後を期待し、当初計上したとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

議案第92号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.17 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて一色美智子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.18 ○福祉文教委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る12月12日午前10時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、議案第72号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第72号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第73号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号 豊明市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第74号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第84号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

内山保育園を総合的な子育て施設として機能させたい。子育て支援センターとファミリー・サポート・センター同じ場所で実施することで、上手に子育て支援を利用していただけるのではないかと考えております。

子育て支援センターの利用者も、今後は、隣接している児童館等のご利用も考えていただけるたらと思っております等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 84 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 85 号 豊明市子育て支援センター条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 85 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 89 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 89 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 91 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 91 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 92 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

ひまわりバスの定期券の交換方法は、平針試験場もしくは愛知警察署のほうで免許を返納すると、取り消し通知書が交付されます。それを市役所の高齢者福祉課に持つて来ていただく。そこで申請書を書いていただき、1カ月1枚、これを 12 枚束になったものをお渡しします。それを利用者の方がひまわりバスに乗ったときに運転者に渡すと、定期券と1枚1カ月ごとにかえていただくという方法です。

この自主返納は、5年までさかのぼって交付します。

生活保護世帯は、今年の4月に 207 世帯、10月末には 221 世帯、14 世帯増で、今後も増加傾向にあります。生活保護費4億 8,000 万のうち、半分が医療扶助です。医療扶助は、月平均 2,000 万円使っている。今後、寒くなりますと、風邪を引いたり、入院をします。前年の見込みで大体 500 万円ぐらいアップしてきますので、そういうことを考慮して、医療扶助の補正になりました等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の主な内容は、高齢者の運転免許証自主返納支援事業は、事故防止と外出支援

の両立をしていただけた。

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同じような環境で過ごすことができるよう最大限の努力をいただきたい等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 92 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.19 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.20 ○建設消防委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名をいただきましたので、建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてのご報告をいたします。

去る平成 24 年 12 月 13 日午前 10 時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 68 号 市道の路線廃止についてと、議案第 69 号 市道の路線認定についてを一括議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、県の道路課と愛知署の公安委員会のほうとは協議しており、T字交差になるということについて了解をいたしております。

道路が変わることに関して、周辺の住民には説明会はまだしておりません。

行政みずから行きどまり道路をつくろうと思っておりませんので、歩行者道の廃止をして車道に整備するということです。

予算は、25 年度の予算に計上します等です。

質疑を終結し討論に入りました。

今回の議案の上程に関しては、疑問を感じています。今後、安全面、交通量、市民への説明を必ずすることを願って、賛成します。

予算をセットで出すということは、当然できたはずです。手順としては十分ではないという印象は否めません。今後、十分配慮して進めていってくださるようお願いして、賛成といたしますとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 68 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、議案第 69 号の採決に入りました。

採決の結果、議案第 69 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 75 号 豊明市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。

質疑に対する答弁は、道路構造というのは、国の道路構造基準と県の道路構造基準を満たしておりますので、今後、いろいろな政策をする上において、弊害が出るということは考えておりません。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 75 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 76 号 豊明市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、移動円滑化の道路構造に関するものについては、特定道路という言い回しがついており、その特定道路は、国土交通大臣が路線を認定する道路についてのものの構造基準ですので、一般的な道路におきましては透水性舗装をしております。インターロッキングというのは、過去にはありましたが、現在は透水性舗装でやっています。

豊明市には、特定道路はありません。今後、いつ認定されてもいいような形では準備すべきではと思います。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 76 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 77 号 豊明市が管理する道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 77 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 78 号 豊明市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。

質疑に対する答弁は、河川管理者として国・県の基準を準用しておりますので、現段階ではそれでいいと思っております。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 78 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 79 号 豊明市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関

する基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。

質疑に対して、特定公園というのは、園路、広場、休息所、管理事務所、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、掲示板等 12 項目がこの施設である。今後つくる公園、改修する公園について、こういうことに気をつけなさいといった規定になっておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

市内に公園があつて、地域の方々がそこに集まつたり憩つたりできる公園の機能、条件を満たすような公園づくりを要望して、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 79 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 80 号 豊明市都市公園条例の全部改正についてを議題といたしました。

質疑に対して、「ロケーションをする」という表現は、適切な言葉と思って入れましたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 80 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 86 号 豊明市下水道条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 86 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 87 号 豊明市都市下水路条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 87 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 90 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、本会議場において 5,219 万 2,000 円余りと言ったのは、借りかえをするわけなので、その利息 1.2%、そうした場合に 1,276 万 9,300 円が利息となり、それを差し引くと 5,219 万 2,000 円余りということです。

健全化計画とセットであるという内容で、まず人件費を見直すということが1つです等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

12億4,000万円ほどの借りかえと繰上償還ができたということで、その効果が3億5,000万円ほどで、よかったですというふうに確認させていただきました。計画どおりに進めて、下水道会計の健全化に努力されていかれることを要望して、賛成とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

議案第90号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第92号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会所管部分についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、通学路安全整備工事費について、今回、9校の学校を点検した結果の要望です。

市民農園造成工事費について、現在、市が管理している5地区に市民菜園があります。現在、非常に需要がありますが、この5地区を増設する考えはありません。5地区を維持していきたいと考えています。

婦人防火クラブ30周年記念の準備について、これに向けて職員1名を張りつけ、期間としては5月から8月の間です。時間外等を含めて400時間かかっています。当日を迎えるに当たり、準備で4人の職員が3ヶ月間にわたり事務の手配等の時間を費やしましたので、120万円かかったということです等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

婦人防火クラブの30周年記念の準備の部分ですけれども、職員が張りついて400時間という説明がありました。今後については、それが適切かどうか、内部で十分検討していただきたいということをお願いして、賛成するとの討論がありました。

以上で討論を終結し採決に入り、議案第92号のうち本委員会所管部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わりります。

No.21 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.22 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、議案第 68 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤恵子議員。

No.23 ○5番(近藤恵子議員)

この議案第 68 号と 69 号は関連がありますので、まとめてさせていただきたいと思います。

委員会においては、この2つの議案に対しては賛成いたしました。当局の答弁で、認定と工事が年度をまたがる事例が以前からあるということで、慣例上、そういった措置が行われているものと認識したためです。

地方自治法には、予算を出すためには、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間、これを議会に提出してはならない。」とあります。

今回の場合は、まだ予算の措置がないということで、その点については疑問に感じましたが、慣例上ということで認識したものです。

しかし、委員会終了後、都市計画道路についての説明、また過去の道路の認定の事例を求めました。

その結果、道路認定には2つのパターンがあり、1つは、今言ったように都市計画道路や、それにかかる道路の認定であり、これは、年度をまたがる事例が幾つもあります。

しかし、それ以外の一般的な道路に関しては、皆、予算措置が講じられた上で議案が上程されていることがわかりました。

恐らく、「必要な予算上の措置が適切に講ぜられる見込み」というところでの判断の違いかと思いませんけれども、今回の事例のことを考えると、後者に属するもので、やはり予算措置はなされるべきものであったと思っています。

もともとこの問題は、この道路の廃止のために今年度 350 万の予算措置を講じていますけれども、そのときに担当課が、この道路を廃止すると西川 35 号が行きどまりになり、道路法上問題があるということに気づいていなかったというところに事の発端があります。

24 年度予算計上のときにそのことに気づいていれば、もちろん今年度当初予算にも上がっていましたし、また今年度になって気づいた後であったとしても、そこは補正予算を出すという措置が十分とられたと思っていますが、そのことを担当課がしなかった。

また、その解決策として、この道路認定に直接かかわらず、ゲートボール場を再度駐車場にするという案を持ち出し、町内会にも混乱を招き、またその結果が遅れることによって、道路認定が遅れたことがかかわっていると思います。

私は、そういうことを説明を受けた後に、やはり今回の案は、今までの都市計画道路にかかわらない道路認定と同じように、予算措置が講ぜられるものでなくてはならなかっ

たという考えに至りました。

今までの前例と、そして都市計画道路の意味から考えて、今回の案件はやはり賛成できないものと判断いたしましたので、委員会の意見とは違いますけれども、この 68 号、69 号については反対といたしたいと思います。

No.24 ○議長(安井 明議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.25 ○12番(山盛左千江議員)

議案第 68 号、69 号、市道の路線廃止と認定は関連いたしますので、近藤恵子議員と同様、あわせて討論させていただきます。

この案件は、長年要望されておりました福祉体育館の駐車場不足の解消が目的にあります。西川町内にある保育園建設用地を駐車場にする案もあったようですが、さまざまな紆余曲折の結果、体育館の駐車場の中にある市道を駐車場にかえる案に落ち着いたとのことです。

年度内に駐車場の拡張工事を行うためには、必要な廃止、あるいは認定であると考え、賛成の立場をとらせていただきます。

先ほど近藤恵子議員が言われましたとおり、一部は予算化、一部は 25 年度予算化という状態にあっての議案の提出であります。

自治法第 222 条の原則を言えば、道路認定と予算化は一体化であるべきと私も捉えております。議決後、万が一にも予算措置ができない事態が生じたならば、市道は宙ぶらりんになり、住民に不便を強いことがあるからです。

しかし、自治法の解釈をいろいろ調べてみたところ、新たに予算措置を必要とする条例は、いかなるものも予算措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまで議会に提出できないかというと、一概に言い切れないことがわかりました。厳密に制限を受けるのは、義務的経費の部分であると地方財務実務提要に示しているということです。

今議会に補正予算の上程が間に合わなかったのかどうかについては、私も疑問が残るところではありますが、本件が違法とは言いがたいと判断いたしました。

本件につきましては、地元住民への説明が十分になされていないと聞きます。今後、理解を求めるよう十分その時間を割くこと、そして予算が次年度に一部回るということで、地元に交通の不便をもたらす可能性もありますので、その件については十分措置を講ずるよう求めておきます。

加えて、今後こういった事業を行う場合、予算を伴う条例案につきましては、年度をまたがることのないよう十分に準備をした上で提案されますよう申し添えて、討論といたします。

No.26 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 68 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.27 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 69 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤恵子議員。

No.28 ○5番(近藤恵子議員)

先ほど 68 号のほうでまとめて討論いたしましたので、先ほどの 68 号の討論のとおりです。

No.29 ○議長(安井 明議員)

討論の通告が出ております。賛成か反対の意思表示だけお願いいたします。

No.30 ○5番(近藤恵子議員)

申しわけありません。

先ほどの 68 号のところで述べたとおり、この 69 号においても反対といたします。

No.31 ○議長(安井 明議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.32 ○12番(山盛左千江議員)

私も、先ほどまとめて討論をいたしましたとおり、69 号についても賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

No.33 ○議長(安井 明議員)

これにて討論を終結し採決を行います。

議案第 69 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.34 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 69 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、暫時休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時20分再開

No.35 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第 70 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.36 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、反対の討論をいたします。

この条例は、3年から5年の間を一時的に専門的知識を持った人や技術者などを正規職員待遇で雇用することにする条例ですが、このような不安定雇用を公務の職場で導入することについて、賛成はできませんし、職員は任期付でなく正規職員として採用をすべきであると、まず申し上げておきます。

説明では、専門職を採用することで、職場では係長クラスの待遇になりそうであるとのことです、任期付職員は、任期が来れば解雇をされることになるわけで、市民の権利を保障するために働く職員が、このような不安定な待遇で働くことで、果たして十分な仕事ができるのでしょうか。

また、専門職とはいえ、いきなり係長待遇への配属となるとのことです、職場内では、グループによる作業ですから、同僚や部下、上司とも意見を交わし、住民の福祉を向上させるといった環境が必要であり、部下が働きやすい環境をつくっていくことも必要とされる職場です。

ここでの人間関係が大切になってきますが、不安定な身分で務まるのでしょうか、大変疑問を感じる次第であります。

本来は、正規職員として採用されてしかるべき人を、短期間の任期で採用することには、同意はできません。

職員の身分が安定されてこそ、市民全体の奉仕者として仕事に専念できる環境であるということを述べて、この議案については反対といたします。

No.37 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.38 ○3番(近藤郁子議員)

議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、清新会を代表して賛成の立場で討論いたします。

この議案には、県や東部知多へ派遣される職員不在の間の公務を補うことが含まれており、限られた職員数の中で必要であることと考えます。

ほかに、具体的に豊明市事務分掌条例の一部改正案にある新しくつくられる係の係長職へも、この条例をもって採用することも含まれておりますが、係長職へは、通常であればおおよそ 20 年の経験を持ってなられる場合が多く、係長の事務分掌にも、上司の命を受け、係の担当する事務を処理するとあり、その点について危惧するものであります。

高度な専門技術を一定期間に限って遂行する目的での採用であるなら、それに専念する環境を整える必要があると考えます。

急速に発展する技術面で当市が遅れをとることのないよう、この条例を活用いただくために、そういった点を今後もよく精査、検討いただくことを申し添えて、賛成といたします。

No.39 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤善人議員。

No.40 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

少子化、グローバル化など、地方自治体の外部環境が大きく変化する中で、地方自治体の職員に求められる能力は多様化しています。

このため、既存事業の整理、再生、民間手法の導入、政策形成やマーケティングなど、多様な能力を有した人材を公的部門に導入する必要性が高まってきています。

任期付職員採用の目的は、行政が積極的に民間企業等のノウハウを活用し、従来の行政の資源そのものを多様化することにあります。

この制度を充実したものにしていくためには、民間人に委ねる職務の責任と目標、そして限界を明確にし、過剰なリスクや負担を求めないと同時に、民間人の成果を率直に受け入れるだけではなく、それに応える環境を形成することが必要です。

民間人に委ねた仕事であっても、本来は行政機関が担う仕事であり、民間企業の収益事業とは異なる公共サービスとしての性格を有しています。

今後の方公務員には、多彩な能力が求められる一方で、職員数の減少により、従来と比べて急速なスピードで、より次元の高いポストと職務を担うことが求められています。

ぜひ優秀な人材を選定していただき、限られた人数で多様化、高度化する行政ニーズに的確かつ迅速に対応していただくよう要望し、私の賛成討論といたします。

No.41 ○議長(安井 明議員)

続いて、早川直彦議員。

No.42 ○11番(早川直彦議員)

議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

専門的な知識を有する任期付職員を採用することにより、エネルギー政策や北部、南部の開発、職員を外部に派遣する場合の補助員として活躍していただくとの説明がありました。このように専門的な知識を有する人材を確保することは、市の業務に関して即戦力となり、また新たな行政ニーズにもスピーディーに対応することができるという利点があります。

また、必要なときに任期付職員を配置することにより、新規で職員を採用するよりも大きく人件費を削減することができ、固定費の上昇を下げる効果にもつながります。

任期付職員の採用による利点の1つに、北部、南部の開発があります。

北部、南部地域の多くが市街化調整区域で、土地の利用に関しての規制を解除しなければならないという大きなハードルがあります。計画を実現するためには、多くの難しい課題をクリアしなければなりません。

そのためには、専門的な知識を持った任期付職員の方に十分力を発揮していただき、新たな豊明市の魅力につながるように頑張っていただきたいと考えます。

任期付職員の採用による効果を高めるためにも、その能力を活用できるような職場の環境づくりや、職員同士のサポートが大切であります。採用した後の研修や、職員同士のサポートに力を入れなければなりません。

また、優秀な人材を確保するために、任期付職員の募集に関しては、市のホームページだけではなく、幅広く広報するようにしていただきたいと要望をし、私の賛成討論を終わります。

No.43 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.44 ○5番(近藤恵子議員)

議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回、この対象として、先ほど早川議員ほかの議員が言わわれているとおり、新エネルギー、そして北部、南部の開発、そして外部に職員を出すことに対する補充というのがありました。

私は、特にこの新エネルギーなど、市の内部の職員ではわからない専門性を発揮していただかなくてはならない事業において、そういった今回の任期付職員を採用することについては、大変賛成するものです。

市の組織になじむかどうかという議論もありますけれども、私は、新しい考え方に入るこ^とによって、1足す1が2ではなく3や4になるような風が吹くということを期待しています。

任期付職員の採用については、既に実施している自治体において、課題が幾つか出ています。この件についても十分承知され、その対応も考えられているという答弁をいただいていますので、この議案に対しては賛成いたします。

No.45 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 70 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.46 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 70 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 71 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.47 ○20番(前山美恵子議員)

議案第 71 号 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、反対の討論をいたします。

この条例は、本市に初めて施設に指定管理者制度の導入を目指す条例であり、公の施設を、企画から管理運営までを民間に委ねることとする条例ですが、公の施設は、住民の税金でつくられたものであり、位置づけは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利益に供するための施設と自治法で明記されています。

この公の施設を住民が利用するということは、公の施設で地域住民の民主主義を保障する条件整備という重要な意味を持っているわけであり、このことを深く考えなければなりません。

さて、施設に対する指定管理者制度の方式は、職員の人事管理や業務に関する煩雑さや、時間、コストを削減できるかもしれません、一塊の業務を民間業者に丸投げをすれば、委託費が高額化すれば腐敗の危険性も高くなるでしょうし、また事業者の撤退や倒産によってもたらされるリスクは大きいと、専門家も言っています。

そして、行政にあるノウハウは、一たん行政の手から指定管理者に移動してしまうことになれば、後で行政に取り戻すことは相当なエネルギーが必要になり、かえってコストがかさむこととなります。

条例では、指定管理者で働く職員の待遇が記されていないことから、管理者で働く職員は、低賃金で働くことを余儀なくされるおそれもあります。

そして、それまで公務員で担われてきた領域が、不安定雇用の労働者によって行われるのですから、指定管理者制度の導入により、市役所のあり方を根本的に変えていくことにつながることは間違ひありません。

それは、企画・立案部門と実施部門とを切り離し、企画部門を管理する公務員が、民間に開放された実施部門、新しい公共を管理する姿に変わっていくことになる。これを住民の側から捉えれば、自治体が果たす公的責任が大きく変質しようとしていることに気づかされます。

重ねて言いますが、自治体は常に住民の立場に立ち、適切な公共サービスを提供することが求められますが、そのとき、何が適切かという判断の基準となるのが、個々の職員が、住民の福祉の増進を図る立場から住民と直接コミュニケーションをとり、その中で、日々の経験をもとに培ってきた専門的知見で対処してきたわけであります。

これが民間部門に移ることにより、その基準が一変することになります。民間ですから、サービスの適切さを図る基準が費用対効果に基づき、いかに収益を上げるかに收れんされることになり、サービスも対価に応じて断片化され、住民の多様なニーズは、非効率だからと言って切り捨てられことになっていくのではないかと危惧をされます。

以上のように多く申し上げましたが、公共部門が狭められていくことにつながるこの制度については、反対であります。

No.48 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤善人議員。

No.49 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第 71 号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

指定管理者制度は、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、同年9月から施行されました。

10年近くが過ぎ、遅過ぎた感もありますが、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするという趣旨のもとに成立しています。

指定管理者制度の導入に向けて、10名による審査委員会が設置されます。審査委員会は、指定管理者制度の導入に伴う行政課題を整理し、制度の円滑な推進を図るため、次のことに注意していただきたいと思います。

まず、指定管理者制度に係る公平性、透明性の確保。

次に、公の施設のあり方と、指定管理者制度の導入の考え方。

そして、コミュニティ関連施設と指定管理者制度の導入の考え方。

最後に、直営の施設に係る指定管理者制度の導入について、公正、透明な制度運用を検討すること。

以上のこと念頭に、多様化する住民ニーズに向けての効果的、効率的な対応と、民間事業者が有する柔軟性を活用することにより、新しいサービスの提供と施設の有効活用を進めていただくよう要望して、私の賛成討論といたします。

No.50 ○議長(安井 明議員)

続いて、早川直彦議員。

No.51 ○11番(早川直彦議員)

議案第71号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

愛知県内でも、指定管理者制度を行っていない市は豊明市のみであります。

指定管理者制度を行うことによって、市役所のノウハウだけではなく、民間の活力と知恵と創意工夫を入れて、市の行政サービスの質を上げることが目標であると私は考えます。

ただ単にコストの削減を図るという考えではなく、市民の皆さんに、今までの行政サービス以上のよいサービスを提供できなければ、指定管理をする意味はありません。

そのためにも、指定管理先に施設経営の運営や企画など、全般にわたって指定管理に出し、業者に利益を持たせた条件をつくることや、市民サービスが十分になされているかを見きわめるための事務報告など、十分に考えていただきたいと思います。

指定管理を行う点で、十分に注意しなければならない点があります。

指定管理に施設を出してしまうと、市の運営や企画などのノウハウがなくなり、指定管理を行っている施設を逆に自治体に戻すことは簡単にはいきません。

のことから、指定管理に適合する施設を割り出す場合は、十分な調査を行う必要があります。先進地の状況や、近隣市町の状況を十分に調べ、豊明市に合った指定管理を実施していただきたいと思います。

また、指定管理者に対しては、雇用や労働条件の遵守、個人情報への配慮について十分注意を払うように要望をして、私の賛成討論を終わります。

No.52 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 71 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.53 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 71 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 72 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 72 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.54 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 73 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 73 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 74 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 74 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 75 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 75 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.57 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 76 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 76 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.58 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 77 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 77 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 78 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 78 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.60 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 79 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 79 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.61 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 80 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 80 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.62 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 81 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
初めに、前山美恵子議員。

No.63 ○20番(前山美恵子議員)

では、議案第 81 号 事務分掌条例の一部改正について、反対の討論をいたします。
この条例改正は、来年からの機構改革に合わせ、事務分掌を変更するものであります
が、今回は1課3係が増えました。
新しい係が増えることもあり、当然、職員数も増員されるものと理解をしておりましたが、
そのようなことはなさそうであり、減員もあるかもしれないとのことであります。
機構改革は当然、住民サービスの向上を目指すのが目的とされているわけであります
から、職員数が前年度を大きく削減されたまでの改革は、住民サービスの後退を招くこ
とから、反対であります。
2点目として、こここのところ機構改革が毎年のように行われております。団塊の世代が大
量退職の時期を迎え、変動が激しい中、課や係の併合で管理職は多くの担当課や係を受
け持つこととなっており、管理職は多忙をきわめているのではないかと思われます。
でき得る限り細分化し、専門性を高める機構改革が必要とされるのではないでしょ
うか。それは、地域主権改革で権限委譲が進むことからも、さらに多忙をきわめてくることから
も、必要となることあります。
3点目として、今回の機構改革では、今回廃止をした2つの部長を復活させるようであ
りますが、2部長を空席にした理由が、試行的に行ったとのことで、何のために試行的に行
ったのか明確な答えがありませんが、大変無責任な試行であって、組織を混乱させた市
長の責任は重大だと申し上げて、以上の理由で反対といたします。

No.64 ○議長(安井 明議員)

続いて、川上 裕議員。

No.65 ○1番(川上 裕議員)

議案第 81 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、清新会を代表して賛成の立場で討論いたします。

昨年の 12 月議会で、統括課長を中心としたフラット化を目指した部長制廃止の機構改革案がありました。私は、その機構改革案に対し、風通しの面、統括課長の職務増とその弊害、そして働きがい等の面から、反対の討論をさせてもらいました。

その後、今日に至る間で、副市長の部長兼任、副市長の辞任、参事の2部門部長兼任、新副市長採用等のさまざまな苦難と経緯を経てきました。

そうした背景があった中で、今 12 月議会での新機構案が提出されたことについては、十分に理解することができるものであります。

その中で、その機構案の内容の中で、1課3係増の新機構案については、通常、統廃合等をして合理化を図るのが一般的な手段ではありますが、各部門の仕事を分離して、業務を単純化して効率性を高めることは理解できます。

今回の案は、現状の機構と比較して、健康推進課の新設、企画政策課の独立、新エネルギー対策係、地域ケア推進係の新設、市民係、戸籍係の分離、生涯学習係、あるいは情報システム係の統合などのきめ細かな組織変更により、迅速で効率的な業務の遂行が期待でき、また市民へのサービス向上が期待できるものと解釈しております。

健康推進課及び高齢者福祉課の充実では高齢者対策、開発建築係ではまちづくり計画等も進んでいくことを期待しております。

一方、新エネルギー対策については、国のエネルギー政策が不透明な中で、やや唐突感と違和感を感じるところであります。特に、先の選挙での新政権のエネルギー政策の動向によって、大きく左右されることは明白であります。

とはいっても、本市としても、エネルギーの研究をしていくことは、温暖化防止、自然エネルギー、代替エネルギー等の面から、将来のノウハウの蓄えになっていくのではないかと理解はしております。

いずれにしても、部署としては1課3係増ということになりますが、今後、各部署におかれでは、部署内はもちろんですが、部署間の連携をよくし、無駄を省き、また効率化を図っていただることが重要であり、それにより人件費の削減につながっていくことを期待して、新機構案に賛成いたします。

以上です。

No.66 ○議長(安井 明議員)

続いて、月岡修一議員。

No.67 ○19番(月岡修一議員)

議案第 81 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、賛成の立場で討論を申し上げます。

石川市長が誕生してからの 1 年 9 ヶ月間、振り返れば激動の豊明市政運営でありました。

職員の皆さんも、市長マニフェストに振り回されて、大変な環境の中で仕事をせざるを得ない、そんな立場でありながら、よくぞ頑張って仕事をしていただいたと、感謝をいたすものです。

市長は、他人が大部分を発案したと仄聞しているマニフェストを、何としても実現したいがために、なりふり構わぬ常識を逸脱した発言や行動が随所に見られました。

例えて言うならば、市長のその姿は、1 級建築士が、家を建てるときに、一番重要な基礎工事を省いて家を建てよと大工に命令をしているようなものです。とても安心して暮らせるような建物はでき上がりません。

市長は、職員や議会との人間的な交流も図らず、ご自身の考え方や政策について時間をかけて理解を求める行動もとらず、「市長なんだから何でもできるんだ」と言わんばかりの姿勢は、とても理解しがたいものでした。

そのことに、市長はいつになつたら気づいていただけるのかと、私は心を痛めていました。

しかし、今般の条例の一部改正提案は、市長の従来からの理論を飛び越えた内容であり、豊明市の将来の発展を見据えた機能的な職場環境を整えるための一部改正であると判断をし、歓迎をいたすものです。

そして、さらに言葉を添えるとすれば、副市長を始めとして幹部職員の熱い思いと努力が、この条例の一部改正へとつながったものと私は受けとめています。

市長として、今後も、副市長を始めとして市幹部職員の考え方や能力を十二分に活用できるような、懐の深さを見せていただき、職員が市民のために懸命に働く職場環境の維持を整えることを最優先に心がけていただきたいと、高いところからお願いを申し上げて、私の賛成討論といたします。

No.68 ○議長(安井 明議員)

続いて、伊藤 清議員。

No.69 ○17番(伊藤 清議員)

議案第 81 号 豊明市事務分掌条例の一部改正につきましては、市政会を代表し賛成の立場で討論をいたします。

昨年 12 月、わずか 1 年前には、多くの議員から既に指摘がございます部長制を廃止するという改正案が、この議会に提出をされたところであります。

市内部でも、各課より多くの問題が指摘をされておりました。

この議会におきましても同様に、さまざまな指摘がありましたが、どれもまともに答弁できず、部長制廃止の案が誰の理解もないまま、十分な準備もないまま、市長が強引に一方的な思い込みで進めてきたということが露呈をしたわけであります。

今回の提案につきましては、地方分権の進展や市民ニーズの多様化に伴う業務量の増大、これらに対応する機構改革と捉えております。

新しく就任された副市長が、精力的に中心になって取りまとめをされた今回の中身については、課を増やし、係を増やすものであります。

1年前、市長は、役職者を減らし、人件費を減らす、意思決定を早めるなどと言っておりましたけれども、今回は全く逆で、課、係が増え、役職者が増えるわけであります。

先ほど申し上げましたように、業務量の増加という状況を鑑みれば、課、係の新設ということは適切な対応であると考えております。

この1年間で急激に地方分権が進展したわけでもありません。市民ニーズが多様化したわけでもありません。将来ビジョンのない人にビジョンを持てと言っても、これは意味がありませんので、副市長にお願いをいたしておりますけれども、今、進めていること、今後進めようすることが、この豊明において5年先、10年先、さらにはその先、どんな効果があるのか、どんな影響があるのか、十分に見きわめて施策を進めていただきたいと思います。

今回は、誰の理解も得られない思いつきの案ではないというふうに思っております。

さらに、本改正案の施行に合わせて、副市長に要望いたしておきます。

昨年12月の、まともに答弁すらできない部長の廃止案は、当然のごとく否決をされました。それにもかかわらず、この4月には、市長が部長2名を任命しないという暴挙に出たわけであります。しかも、直前の3月議会においては、部長8名分、すなわち部長が全員そろっておるという前提の予算案を提出をしております。実際には6名しか部長がないのに、部長8名分の人件費を示したわけです。

当初予算の積算根拠が当初からでたらめという、前代未聞の醜態をさらしたわけであります。どこかで聞いたフレーズでありますけれども、これこそ財政規律を揺るがす大問題であります。

しかも、人事異動の発表をいたずらに遅らせ、議員の緊急質問に対しても、答えをはぐらかしごまかす姿は、私は、自己保身以外の何物でもないと考えております。

現場で汗を流す職員や、サービスを受ける市民のことを考えているとはとても思えないわけであります。

副市長、今回の機構改革、可決をされましたら改正案どおりに人員を配置し、業務に支障が出ないように進めていただきたい。正しく言えば、進めなければならぬのであります。

二元代表制であるにもかかわらず、決定に従わない、立場を踏まえず、好き勝手なふるまいをする人が1人でもおれば、信頼も信用も成り立ちません。

今回は、そうした経緯を踏まえて、副市長が中心になって取りまとめをされた案でありますので、そう心配はしておりませんけれども、当たり前のことを当たり前にやっていただきたい。これを強く要望しておきます。

再度申し上げますが、この後の採決において可決をされれば改正案どおりに、否決をされれば現状のままで来年4月を迎えるわけであります。至極当然のことを守っていただきたい。

今回は、副市長が中心になり、現状を踏まえ、職員とも十二分に議論を重ね、その後の議案上程がありました。議員からの質問に対しましても、明確に、的確にお答えをいただいております。1年前とは雲泥の差であります。

こうしたことを、要望を踏まえながら、市政会の賛成討論とさせていただきます。

No.70 ○議長(安井 明議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.71 ○12番(山盛左千江議員)

議案第81号 豊明市事務分掌条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今議案の改正の内容は、行政経営部に市民相談に関すること、人権施策に関することを移すという小さな見直しであります。しかし、全体としては1課3係を増やされることとなりました。

そもそも、豊明市の組織のことについて少し触れさせていただきますが、市制施行前後、成長期にありました豊明の組織は膨張、拡大されていきました。職員は大量に採用され、その当時の職員は若くして係長、あるいは課長などの役職につき、長期にわたりその中心的役割を担つてまいりました。

しかし、その層に続く職員たちは、上が詰まっていたこともあり、なかなか昇格ができない、そういう事態が続いていたと記憶しております。

そこで、平成16年だったと思いますが、大きな機構改革が行われました。その中で、管理職層は一気に膨れ上がりました。

そのころ、小泉政権下で強硬に進められた公務員削減、さらには団塊の世代の大量退職、財政逼迫などが相まって、本市の職員数削減に拍車がかかったことは、記憶にあることだと思います。

本市は、職員定数の削減を強いられながらも、管理職層を維持する形で今までできたということを、まず皆様の記憶の中に残しておいていただきたいと思います。

こうした中で今回、全体としては1課3係が増やされることになりましたが、61係に対し92人の係長が配置されるという、そういう状況になりました。役職の全体の増員については行わない、固定費の増大にはつながらないように努力するという答弁がありましたので、

この点については改善していくものと信じておきたいというふうに思っております。

さて、内容について申し上げます。

健康推進課と企画政策課が新設され、情報システム課が係に変更されました。地域ケア推進係、母子保健係、新エネルギー対策係、収納管理係などが設置され、土地係、家屋係が資産税係に、生涯学習係と文化財保護係が生涯学習文化財係に統合されます。事務の平準化と、新しい行政需要に対応する組織へと見直されていくことになります。市民サービスの向上や、豊明市の新たな発展を期待しておきたいと思います。

他の議員が述べられましたとおり、争点となったのは、部長の配置の有無であります。昨年12月議会で副市長2人体制と部長制廃止が否決されながら、4月の人事異動で4部の中の2つの部に部長を配置せず、今に至っております。

平成25年度は、部長を廃止するのか、配置するのか、職員も議員も注目していましたが、次年度においては、条例どおり全部長を配置するとの答弁があり、本案件の可決の運びになったと思っております。

市の組織というものは、職員の年齢構成の都合や、財政的理由のみで変動するべきではないと考えております。社会情勢や市民ニーズの変化に合わせ、組織を柔軟に対応させていくべきであります。

行政の役割や機能を変化させることは必要という考え方を持っています。しかしながら、本市において税収が減り、福祉や医療、介護等に係る費用が増大することは目に見えています。

先の選挙におきまして、民主党から自民党に政権交代され、社会保障の財源や方針についても、地方交付税の行方についても不透明な部分があると思います。

行政として、絞れるところは絞り、不要不急な事業は後回し、あるいは廃止する必要に迫られているときが来ており、市民の血税により職員給与が支給されていることを思えば、当然のこと、固定費の削減の努力は怠ってはなりません。

議会が行いました職員に対するアンケートでは、職員の人数が削減されたことによって、市民サービスの後退につながる、あるいは職員の負担が増えたと多数答えているようですが、市民から石川市長にかわりサービスが停滞した、低下したという苦情は、私は聞いておりません。さらなる職員削減を求める声が逆に確かに届いております。こういったことも議会は正しく受け取るべきだと思います。

団塊の世代の大量退職の影響もあり、組織力は低下していることは否めません。市長は、職員の声に耳を傾け、しばらくは部長を含む管理職層の削減に足踏みすると判断されたようですが、この間に職員の皆さんには力を蓄え、やる気と能力を大いに發揮していただける組織をつくり上げていただき、少数精鋭で行政ニーズに応えていっていただきたいと切に求めるところです。

今回の議案については、多くの議員が賛成し、新たな組織へと変わってまいります。今後の豊明市の発展を心より祈念し、賛成討論といたします。

以上です。

No.72 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.73 ○5番(近藤恵子議員)

今回の議案第 81 号について、賛成の立場で討論いたします。

今回、この議案の機構改革については、下からの意見を吸い上げ、そして何度も会議を行って練り上げられたものと聞いています。

また、新エネルギー化の対応、そして権限委譲などにも対応していると聞いております。今後の豊明市の職員の仕事に対する平準化というのも考えられた結果であると考え、賛成したいと思っています。

また、私が一番今回の中で印象に残っているのが、部長を全部置くというその答弁があったということです。2部長を置かなかつたことについては、私は小手先の手法であり、やはり正々堂々とした態度ではなかったということは思っております。そのことについては、市長の考えに理解できなかったところであります。

今回、それが全ての部長が置かれるということ、その1点を置かれたことによって、私はこの新機構改革案には賛成といたしたいと思います。

No.74 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 81 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.75 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 81 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 82 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 82 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.76 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、会議の途中であります。午後1時30分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時6分休憩

午後1時30分再開

No.77 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第83号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.78 ○20番(前山美恵子議員)

議案第83号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この議案は、人事院が示した勧告にならって、55歳を超える職員にあっては、現在の昇給号給数を2分の1にし、標準の勤務成績の職員昇給区分B1、C、Dにあっては、昇給号給数を来年から昇給しないに改められることとなります。

もともと現在の昇給号給数は半分に減らされており、B1クラスですと、以前では4号給昇給であったものが、今度は昇給なしになるわけです。

このことは、退職した後の年金額にも影響してくるのですから、当然、職員のモチベーションにも大きく影響してくるものと考えます。

今回の人事院勧告で、月例給の改定は見送られたものの、50歳代の後半層の官民格差を理由に、抑制策を打ち出していました。

長年、市民の暮らしを支えるために働いてきた階層の職員であり、心身両面でハードな部署を受け持つ階層に対しての抑制策では、働く意欲がそがれてしまうのも当然であり、気持ちよく働いてもらうことこそが、住民サービスにつながることから考えても、この議案については反対の態度をとるものです。

No.79 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第83号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.80 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 84 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。
月岡修一議員。

No.81 ○19番(月岡修一議員)

議案第 84 号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正に賛成の立場で討論をいたします。

内山保育園にファミリー・サポート・センターの機能を移すことだけでは、有効的な意味合いがあるとは考えていませんが、第 85 号の案件と内山保育園事業と3つの事業を集約させることにより、今まで以上に子育てに支援を求める若いお母さんたちの生きがいと安心の場所を提供したいと当局が考えた上で、条例一部改正を提案したものであると理解をいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

No.82 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 84 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.83 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 85 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

月岡修一議員。

No.84 ○19番(月岡修一議員)

議案第 85 号 豊明市子育て支援センター条例の一部改正に賛成の立場で討論をいたします。

私は、現在の場所に豊明市子育てセンターがオープンした当初から、できるだけ早い時期に、この機能を内山保育園に移すほうが賢明であるとの考えを持っていましたし、私と同じような考え方をされる議員さんや職員さんもいました。

その要因は、内山保育園の施設のさらなる有効活用と、子育て支援センターの施設借り上げによる毎月の支払い家賃が、いずれは議論の場に引き出されるであろうと予想ができたからです。

今般の一部改正により、経費の削減と内山保育園の施設の有効活用と両方が成り立ち、さらには、若い子育て真っ最中のお母さんたちが、保育園で成長していく子どもたちの姿を通して、自分たちの子どもの将来の成長の姿も想像しやすい環境が整うとともに、若

いお母さん同士の交流の場所へと発展することを願って、賛成討論とさせていただきます。

No.85 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 85 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.86 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 86 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 86 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.87 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 87 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 87 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.88 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 89 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 89 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.89 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 90 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 90 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.90 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 90 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 91 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。
一色美智子議員。

No.91 ○8番(一色美智子議員)

議案第 91 号 豊明市介護保険特別会計補正予算書(第2号)について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。
今回の補正は、歳入歳出ともに 605 万 2,000 円を追加するものであります。
補正の中身は、563 万 1,000 円は、国・県・基金へ返還する返還金であります。
残りの 42 万 1,000 円の主なものは、介護マークをつくるための費用と、徘徊老人の見守りネットワークのための通信料であります。
この介護マークは、認知症の方などに付き添うとき、介護する人が介護中であることを周囲に理解していただくものです。

この介護マークを本市でつくっていただきますと、駅などのトイレに付き添うときや、男性の介護者が女性用の下着を購入するときなど、外出先で偏見や誤解を持たれることなく買物等ができるようになり、大変に喜ばれると考えます。

今後、PR、介護マークを身につけている方への配慮と、高齢社会が進む中、介護者等の一助になり得る施策を今後も実施していただきますよう要望いたしまして、賛成といたします。

No.92 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。
議案第 91 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.93 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 92 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 92 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.94 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 92 号は委員長報告のとおり可決されました。
以上で日程2を終わります。
日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。
請願第1号及び請願第2号を議題といたします。
福祉文教委員会に付託しておりました請願2件について、お手元に配付をいたしました
とおり委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報
告願います。
一色美智子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.95 ○福祉文教委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました請願の審査内容と
結果についてご報告いたします。
去る 12 月 12 日午前 10 時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後
に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと、2 件の請願を審査いたしました。
初めに、請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願を議題
といたしました。
本請願については、紹介議員の説明を省略し、当局より状況等の説明を求めましたが、
特に説明はありませんでした。
請願ですので、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。
討論の主な内容は、現実の問題として、大変国・県・市ともに財政難の中で、社会保障
の財源についてどうするかということについては、非常に慎重な議論が求められる。受益
者負担という観点からも、また国・県・市それぞれの財源の面からも、なかなか現実には
難しいと思います。不採択とする。
自助・共助を基本として、各自が自立していくことが基本であると考えています。何もかも
国にしてもらって当たり前という意識こそが、自立を妨げていると思う。所得に応じた受益
者負担が原則と考えますので、不採択とする等の討論がありました。
討論を終結し採決に入りました。
採決の結果、請願第1号は賛成者なく、不採択すべきものと決しました。
続いて、請願第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める
請願を議題といたしました。

本請願についても、紹介議員の説明を省略し、当局より状況等の説明を求めましたが、特に説明はありませんでした。

直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、不採択の立場で、生活保護については、さまざまな問題が起きております。安易な生活保護ということについては、国民一人ひとりがよく考えていただき、働けるうちは働いていただく。特に若年層に関しては、非常に問題があると思う。現行の中で、本当に社会的弱者の方については最大限の支援をしていただきたい等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第2号は賛成者なく、不採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました請願の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.96 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.97 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、請願第1号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.98 ○20番(前山美恵子議員)

請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願に採択の立場で討論をいたします。

この請願が委員会で審議されましたが、全会一致で不採択という残念な結果が示されました。

さて、小泉構造改革以来、国民の社会保障の基本的理念を自助、共助を基本に自助努力をすることを盛んに宣伝がされました。公助はほんの一握りしか、しかも施しとして限定をするというものです。

今の社会で、高齢者や障がい者、低所得者など苦しい生活を強いられている市民が増

えています。この市民が、医療が必要になったとき、安心して医者に行くことができる制度に、介護サービスが必要なとき、お金の心配がなくても利用できる仕組みを、重度の障がい者がサービスを受けるとき、自己負担のことを考えなくてもいいような制度にしてほしいと、この請願は求めているのであり、何もせいたくな要求をしているではありません。この趣旨をよく考えていただき、再度、議員各位の賛同をお願いをし、私からの討論といたします。

No.99 ○議長(安井 明議員)

続いて、伊藤 清議員。

No.100 ○17番(伊藤 清議員)

それでは、請願第1号につきまして、市政会を代表して不採択の立場で討論をさせていただきます。

まず、大変多くの項目にわたっておりますので、その詳細について個々に触れるることは控えますけれども、総じて言えますのは、負担と給付のバランスを考慮していないということです。

さまざまな項目で無料にするですか、安くするという趣旨が見受けられますけれども、あらゆる場面で無料になる、安くなる対象者がいる一方で、その対象者以外は実質的に負担増となるわけであります。

全体で見ますと、無料になるわけでも、安くなるわけでもありません。その分を誰かが負担するわけであります。

負担と給付のバランスについては、国・県においても、その財政状況や将来負担、子や孫への負担の先送りにならないように、十分に検討をいただいていると思っております。

各市町においては、その人口規模、面積、住民構成も全て異なるわけであります。本市においては、社会保障の各種施策につきましては、他市よりも進んでいるもの、また横並びのもの、遅れているもの、さまざまであると思いますけれども、それは、本市の置かれた状況下で必要な施策を取捨選択した結果であると思っております。

本請願の内容と本市の福祉施策について照らし合わせてみると、請願の要求を十分に満たしている状況とは言えないとは思いますけれども、冒頭に申し上げましたとおり、本請願については、負担と給付のバランスについて、私ども市政会としては賛同をいたしかねるものであります。

したがいまして、請願第1号については不採択とさせていただきます。

以上。

No.101 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第1号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第1号についてお諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.102 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

続いて、請願第2号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.103 ○20番(前山美恵子議員)

請願第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願について、採択の立場で討論をいたします。

この請願も、委員会で審議をされましたが、結果は、全会一致で不採択とされ、残念に思う次第であります。

さて今、生活保護受給者が増え続けているのは、医療や介護の改悪で国民の負担を増やし、非正規雇用の拡大などで賃金を減らしてきた国の政策が原因となっています。

みずから受給者を増やしておきながら、増大する生活保護費の抑制が必要だと言って改悪を狙うことは、許されません。

厚労省は、扶養義務を強化する仕組みの導入も検討をされていますが、これを徹底したら、低所得者が低所得者の世話をしなければならず、最低限の生活は守られません。生活保護の申請をためらう人も増え、孤立死につながりかねません。だからこそ、生活保護法は扶養義務者の扶養を受給の要件としているのであります。

憲法 25 条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、社会保障の増進に努めることを国の責務として定めています。

生活保護法は、この規定に直接根差しており、最低生活ラインは国の財政の都合で左右してはならないと考えます。

そこで、生活保護基準額がまず引き下がる影響がありますが、それとしては、住民税の課税最低限の引き下げ、今まで非課税だった人が課税の対象になったり、それから就学援助や保育料、医療費一部負担金、国保税の減免、最低賃金など、これに影響をしてまいります。低所得者層に大きな影響が出てますます苦しくなります。

そこで、このような状況を豊明市でも出さないために、生活保護基準などの引き下げをしないように議会から意見書を提出することを、再度お願いをいたしまして、討論とさせていただきます。

No.104 ○議長(安井 明議員)

続いて、伊藤 清議員。

No.105 ○17番(伊藤 清議員)

大変恐縮ですが、請願第2号につきましても、市政会を代表しまして不採択の立場で討論をさせていただきます。

生活保護制度につきましては、憲法で定められました最低限度の生活を保障する上で大変重要な制度であります。しかしながら、長引く景気低迷に伴う国・地方を問わずの厳しい財政状況の中で、本請願の3項目については、その実現は大変厳しい状況であります。

視点は変わりますが、生活保護費の受給をめぐりましては、マスコミ等でさまざまな問題点が指摘をされております。これは、制度自体の問題ではなく、受給者の側に問題がある場合がほとんどであります。

生活保護制度については、国民一人ひとりがその権利と義務をあわせていま一度、考え方直す必要があると考えております。

安易な生活保護の受給にならないよう、特に若年層の就労支援などに、まず力を入れる必要があると考えております。

本当に必要な人がこの制度を受ける、そうした意識が全ての国民に求められるものであります。その先に、本請願にありますような内容については、不合理があればそこで考え方直していくべきものであるというふうに考えております。

現段階について、この3項目については賛同いたしかねますので、不採択とさせていただきます。

以上。

No.106 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.107 ○5番(近藤恵子議員)

この生活保護の問題については、その受給者の増加、また不正受給の問題など、課題は多いと思っています。

しかし、それであるからといって、切り下げる議論とすることにはためらいを感じます。

請願にもあるとおり、最低賃金、年金、そして就学援助など、生活保護を受けていない人たちの福祉に対しても影響が出ると考えます。

特に最低賃金においては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができ

るよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとあります。

今、最低賃金のほうが低く、生活保護のほうより上がるよう年々最低賃金も増加していますが、もし生活保護が切り下げられれば、この最低賃金の上昇も見込めなくなります。

次の政権は、インフレターゲットを2%としていますが、賃金は抑えたままの政策であり、大変反する政策に感じています。

厚生労働省は、生活保護世帯の医療費のチェックのできるソフトを開発したと新聞やテレビで報道されています。私は、この生活保護に対しては、不正受給に対する対策を講じること、そして今、若い人が働くという話がありますが、働く場を提供できる社会にする、それが先にされるべきことであると思っています。社会のあり方を、若者の働く場の提供をするという政策を先にしていただきたいと思います。

3項目ありますが、1の老齢加算のこと、3の全額国庫負担については、まだ考えは至っておりませんので、このことについては趣旨採択といたしたいと思います。

No.108 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第2号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第2号についてお諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.109 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。

次に、請願第2号を趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.110 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

以上で日程3を終わります。

日程4、意見書案第6号を議題といたします。

意見書案第6号について提出者より提案理由の説明を求めます。

伊藤 清議員、登壇にて説明を願います。

No.111 ○17番(伊藤 清議員)

議長のご指名をいただきましたので、意見書案第6号 警察力の強化のため愛知警察

署の早期建替えを求める意見書について、その提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第 99 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

警察力の強化のため愛知警察署の早期建替えを求める意見書。

東日本大震災における警察官の人命救助・捜索活動は記憶に新しいところであるが、内閣府の検討会によると、南海トラフにおいて巨大地震が発生した場合、管内市町の最大震度は6強に及ぶと想定されている。

愛知警察署の庁舎は築 37 年が経過し、耐震性能が著しく低下していると聞く。巨大地震発生時には庁舎が甚大な被害を受け、警察署が機能不全に陥り、治安維持や人命救助などの警察業務に支障が生じるのではないかと危惧される。また、被災後の復旧・復興に当たり、治安維持は前提条件とも言える重要な課題であり、その任務に当たる警察の機能が確保されなければ、自治体としても業務継続が困難となる。

加えて、管内市町においては、住宅を対象とした侵入盗などの街頭犯罪が多発しており、住民の安全・安心の確保は喫緊の課題となっている。現在、愛知警察署には、建設時の約 2.5 倍に当たる 243 人の警察官が配置されているとのことであるが、警察官一人当たりの負担人口は 977 人で、愛知県平均の 540 人、全国平均の 492 人の約2倍となっている。このような厳しい負担の中、現在の庁舎にこれ以上の増員が困難であることはもとより、会議室等も不足しており、重要事件の捜査本部設置等にも支障を来していると聞き及んでいる。

こうした状況を踏まえ、今後、管内の安全・安心なまちづくりをより一層推進するために、治安拠点であり、かつ災害対策拠点としての愛知警察署を建替え、警察官の増員による警察力の強化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 20 日

提出先 愛 知 県 知 事

愛知県警察本部長 殿

愛知県豊明市議会議長 安
井 明

以上であります。

全議員のご賛同をよろしくお願ひをいたします。

No.112 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件は意見書案でありますので、質疑・委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

意見書案第6号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.113 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.114 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時1分休憩

午後3時20分再開

No.115 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.116 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議員提出議案第3号の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をいたしました。

その結果、議員提出議案第3号を直ちに本日の日程に追加し、議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.117 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お詫びいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より議員提出議案第3号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.118 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号 弁明書の提出についてを直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

月岡修一議員、登壇にて説明願います。

No.119 ○19番(月岡修一議員)

それでは、議員提出議案第3号について説明を申し上げます。

弁明書の提出について。

豊明市議会は、「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」に対する再議請求に対して、平成24年11月30日にさきの議決のとおり決定した議決について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第176条第5項の規定により豊明市長から愛知県知事へ提起された審査の申立てに係る弁明書を、別紙のとおり提出するものとする。

平成24年12月20日。

豊明市議会議長 安井 明殿。

提出者、豊明市議会議員 月岡修一。

賛成者、豊明市議会議員 伊藤 清、堀田勝司、毛受明宏、平野龍司、一色美智子。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第258条において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第22条第1項及び第2項の規定により、愛知県知事から豊明市議会へ弁明書の提出要求があったため、弁明書を提出する必要があるからです。

それでは、弁明書案を朗読をもって説明させていただきますので、簡潔に申し上げます。

愛知県知事 大村秀章様。

豊明市議会議長 安井 明。

平成24年12月7日付け24市第1220号にて弁明を求められた事項については、下記のとおりです。

記。

1 事件の表示。

審査申立人 豊明市長 石川英明

豊明市議会が、「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」に対する

再議請求に対して、平成 24 年 11 月 30 日に、さきの議決のとおり決定した議決

2 弁明の趣旨

本件審査申立てを棄却するとの裁定を求める。

3 審査申立書記載事実の認否

審査申立書の「5 審査申立の理由」のうち、「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」について、平成 24 年 10 月 26 日の議決及び同年 11 月 22 日付けの再議の請求に対して、同年 11 月 30 日にさきの議決のとおり決定した部分は認められるが、この議決が、議会の権限を超えるか、かつ法令に違反する部分は争う。

4 弁明の理由につきまして、(ア)については、地方自治法第 100 条第 11 項では、具体的な金額を明示することを求めていない。解釈は様々であるが、法律上では〇〇円とは一切求めていない。同条第 11 項の「予算の定額の範囲内において」という規定に基づき、豊明市議会は、「平成 24 年度の議会費の予算の範囲内とする。」と定額を定めている。

豊明市議会において、「平成 24 年度の議会費の予算の範囲内」と明確に定めてあることは、昭和 34 年 6 月 23 日の行政実例にある「地方自治法第 100 条第 11 項に規定する調査のために要する経費の額は、予算の定額の範囲内で定めるものであって、予算を超えて定めることはできない。」に合致しているものである。

(イ)については、平成 24 年 10 月 26 日開催の平成 24 年 10 月緊急議会(以下、「緊急議会」という。)における緊急質問、及びそれらに対する市長の答弁を踏まえて決議案が提出され、議決されたことを全く無視している。

緊急質問に対する市長答弁の中に、明らかな職権濫用があったため、その詳細を調査する必要が生じたものである。

具体的には、自殺した産業振興課長を「2回呼んだ」と答弁している。続けて、「向こうからの指導が1回と、そういうことと、僕自身が書類等をお見せいただきたいということですね、その農地法のことやなんかをね。」と答弁している。

これらの市長の答弁は、市長の職権濫用を明確に示唆しており、この点について答弁した市長自身が、未だ問題意識を持っていないこと自体が大変憂慮すべきことである。

市長自身が審査申立書の5(ウ)で述べているように、「市長の農地法違反等に関する事項」は、市長としての職務に関する事ではなく個人の問題である。」とするならば、個人の問題で自殺した産業振興課長を市長室へ呼びつけたという行為が、職権濫用に該当することは明白である。

さらに、市長室へ呼びつけられ、その後自殺した産業振興課長との間で、どんなやり取りがあったのかを調査する事は極めて重要である。

市長自身と一部議員が、市長答弁の中にある重大な職権濫用の事実を見過ごしているだけと言わざるを得ない。

以上の如く、緊急質問に対する答弁を踏まえての議決であり、市長答弁で明らかとなつた市長の職権濫用に関しての調査に限定されている事は明らかである。

(ウ)については、「市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会」(以下、「調査特別委員会」という。)が、個人の問題を取り扱うものではない。

そこに関わる市農業委員会の事務について調査するものである。

農地法違反の現状、市農業委員会が違反を把握した状況、違反を認識した以降の市農業委員会の対応など、さらには、市長であるがゆえに市農業委員会において特別な配慮がなかったかなど、本市事務の内容について事実解明することは非常に重要である。

公人として市政を預かるトップとして、関係者に圧力をかけたことはないのかを含めて、市民の重大関心事であり、関連事務を調査することは、市民の代表者で構成される議会にとって重要な責務である。

また、平成24年10月30日付けで対象農地についてJAあいち尾東から、「農地利用集積円滑化事業による農地利用権設定の申出書」が提出されたことをもって議会の権限を超えると主張しているが、調査特別委員会がこの申出書について調査するものではない。

調査特別委員会は違反にあった状態を重視しているものであり、違反に至るまでの経緯と、そこに係る市農業委員会の事務について調査するものである。

また、農地法違反自体についても、違反後の申請をもって、全て解決するかのような主張は、法治国家としての基盤を揺るがしかねない暴論である。

以上の理由により、豊明市議会における前述の議決については、何ら法令違反に該当するものではなく、また、市民から議会に課せられた義務・使命を果たすものである。

愛知県知事におかれでは、地方自治体の議会における議決権の重要性を十分にご考慮いただき、速やかに棄却されることを求めて弁明とする。

壇上での説明は、以上であります。

皆さんの賛同をお待ちいたします。

No.120 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.121 ○11番(早川直彦議員)

(ア)から(ウ)に書いてあるその全体について、ちょっと質問させていただきます。

まず1点目、調査の内容なんですが、この全体の文書から、緊急質問に関すること、行政事務の範囲内であること、農地法の違反の範囲内、この3つが書かれていると思うんですが、この調査については、今言ったその3つの範囲のことが、この弁明書に、その範囲を超えることがないということが、この弁明書に書かれているのかどうか、ということで理解していいのかというのを聞かせてください。まず1点目。

もう1点目が、(ウ)のところに、最初に、「市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会が、個人の問題を取り扱うものではない」と、「そこに関わる市農業委員会の事務について調査するものである」と書かれているんですが、そうやって書いてあるのなら、なぜ市長の尋問を1回目に行うのか、最初に。

その辺について、お聞かせください。

(関係ない、関係ないの声あり)

No.122 ○議長(安井 明議員)

質疑の内容がずれていますので。

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.123 ○19番(月岡修一議員)

私が読ませていただいた内容からかなり外れているのかなと。

この弁明書の中は、愛知県大村知事に提出する内容ですので、これに問題があるとかそういうことじゃなくて、ちょっと問題がずれている。

そのようなことで、私が答弁できる範囲を超えておりますので。

以上です。

No.124 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.125 ○11番(早川直彦議員)

最初に質問したその緊急質問と行政事務の範囲内、農地法違反。では、その3つが調査のその範囲を超えることがないということが、この弁明書に書かれていると判断してよろしいのでしょうか。

こちらだけお聞かせください。

No.126 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.127 ○19番(月岡修一議員)

この弁明書案に書かれていることが全てであります。大事な内容ですので、私は余分なことを申し上げる立場ではありませんので、この内容から全体をご理解いただきたいと思います。

以上です。

No.128 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.129 ○5番(近藤恵子議員)

この弁明書の表紙の裏に当たる(ア)の部分についてお尋ねします。

熊本県菊池市議会においての議決の例が出されていますけれども、この菊池市議会のこの予算の範囲内が、法律にちゃんと合っているかどうかというのは確認をされていますかということと、それから再議のときのこの予算のことについて、問題がないという討論のところで、ほかにもいっぱい例があるという話がありました。私自身が調べたところにおいては、残念ながら私はこの菊池市議会も見つけられなかったものですから、ほかにどこか該当する議会があれば、ぜひ教えてください。

No.130 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

月岡修一議員。

No.131 ○19番(月岡修一議員)

先ほどから申し上げましたとおり、提出者として、この文書以外のことに関して私が答弁できる立場ではございません。

この中でよく理解をしていただきたいと思います。

No.132 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.133 ○12番(山盛左千江議員)

提案者でありますので、立場ではないということで逃げずに、しっかりご答弁をいただきたいというふうにまず申し上げまして、(イ)のところについてお伺いいたします。

市長の再議請求は、抽象的であるということが示されております。それに対して、この弁明書の中には、「職権濫用は明確に示唆されている」とか、「職権濫用に該当することは明白である」とか、実にそのようにはっきりと書かれております。

ここまでこの弁明の中で書かれるのであれば、なぜ最初の議決のときに、この具体的な内容を書かれなかったのか、そのことについての答弁をお願いいたします。

それからもう一つ、先ほど早川議員が質問された、3つの範囲内を超えないということでおいいのかどうか、これは何としても答えていただきたいので、よろしくお願ひします。

なぜ、それを答えていただきたいかというと、この決議文のタイトルには、「農地法違反」とはっきり書かれているんですが、調査項目の中には、「農地法違反等」というふうに、そこで逆に曖昧になっています。事件を特定することが必要だという、市長の抽象的であつてはならないという再議請求に対して、この点について農地法に限定するのかどうか、きちとお答えいただきたいと思います。

お願ひいたします。

No.134 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

(議長の声あり)

No.135 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.136 ○17番(伊藤 清議員)

ただいまの山盛議員の発言の中に、提案者に対して、「逃げずに答弁をいただきたい」という発言がございました。

この発言の取り消しを求めます。

例えば、他市町の議決について、豊明の市議会議員が法的にどうのこうのと言う立場にはございません。

私は、月岡議員の答弁は逃げているとは思いませんが、「逃げずに答弁をしていただきたい」と、大変侮辱的な発言でありますので、この発言の取り消しを求めます。

(議長の声あり)

No.137 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.138 ○19番(月岡修一議員)

私は、提出者として、豊明市議会でこのような大きな問題が発生しているこの事実を、なぜ、このような問題を正面から捉えずに、市長と一緒に選挙を戦ったそういった経緯もありましょうが、なぜ一議員として、むしろ市長を支持しているならば、早期にこの問題を明らかにする、そのような協力姿勢が必要ではないかと。

市民が今、大きな問題としてこの問題に対して注目をしている。それを、言葉尻をとつて提出者に対する質問をする。何の意味があるのか。

今、これはこのまま議決をいただければ、愛知県知事が判断することであり、それ以上のことを今、この3人の議員の方が心配される必要もないし、そう思うのが不自然ではないと思います。

なぜ、皆さんと一緒にこの問題に真剣に取り組まないのか、私は、豊明市議会議員として不思議でなりませんし、情けないです。

以上です。

No.139 ○議長(安井 明議員)

伊藤議員の発言の件につきましては、議長の権限において、後刻、会議録を精査いたします。

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.140 ○12番(山盛左千江議員)

結局は、よくわからないことをおっしゃつただけで、答弁をいただけておりませんので、再度、答弁をお願いいたします。

No.141 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.142 ○19番(月岡修一議員)

山盛議員のような優秀な議員が、まだご理解いただけないんでしょうか。

これは、愛知県知事に提出する弁明書です。後は、愛知県知事がどのように判断されるか、重要な文書ですね。それについてなぜ、こんな余分なことを時間をとつて質疑する必

要があるのか。とても私は心外であるし、同じ議員として情けない、そういう気持ちでいっぱいです。

私の答える能力を超えておりますので、以上です。

No.143 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.144 ○議長(安井 明議員)

以上で議員提出議案第3号に対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出案件でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.145 ○11番(早川直彦議員)

この弁明書については、反対の立場で討論させていただきます。

百条委員会の調査項目が抽象的であるということで、再議請求の1の理由が挙げられています。

再議が否定された後に、12月11日に開催された百条委員会で、市長の尋問に関する調査事項が決定され、その中に、農業共済への市を経由した書類提出についてが上げられていますが、農業共済については、私は全国農業共済協会や農林水産省の共済担当の課へ問い合わせをし、調べました。

この農業共済制度は、農業災害補償法で定められているものであり、農業共済に関するものは、農地法とは全く関係がないことがわかりました。

この農業共済制度は、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという、農家の相互扶助を基本とした共済保険の制度であります。

この農業共済制度というのは、先ほども言いましたが、農業災害補償法で定められておりま

す。市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会に付託された事項の2では、市長の農地法違反等に関する事項であり、農地法違反について調査しているものであると私は解釈をしています。

そのため、農業共済に関する違反があるかどうかを調査項目に上げたこと自体に、私は問題があると考えます。

農業共済に関するることは、農業共済補償法で定められているもので、農業共済の例えは補償法の違反について調査項目が上げられていないわけですので、調査項目に関係しない農業共済のことを百条委員会で取り上げては、これはいかぬと。

こうなった原因は、百条委員会の設置に、その協議の慎重さ、そういうところが欠けていた。後は、決議の内容が抽象的であった。これが原因だと私は考えます。

このように、調査項目の不備があると言える百条調査に対して、弁明書に上げられた内容に賛成することは到底できません。

以上で討論を終わります。

No.146 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.147 ○5番(近藤恵子議員)

私も、この弁明書には賛成できない立場で討論いたします。

今回、この予算について再議及び、この市長からのほうで、予算が定められていないということが、100条の第11項に違反するというところがあります。そのことについて、この2ページ目から(ア)のところで弁明があるわけですけれども、まず最初の3行目、「同条第11項の「予算の定額の範囲内において」という規定に基づき」とありますけれども、100条の第11項においては、「範囲内において、当該調査のために要する経費の額を定める」とあるのであって、ここに書かれているのは、その範囲、要するに予算の定額、今既に決まっている予算を超えてはいけない、補正とかを出さない範囲内でという意味においてのことだと思います。

まずそのところで、先の「定額の範囲内において」というところだけを出して、それが法律に合っているという部分においては、まさにこれは着眼するところが違っていて、まとめるところをあえてずらしているという感覚がいたします。

それから、「さらに、年度の途中において、予算の執行状況及び今後の執行の見極めが不確定の段階で、金額のみを特定することは、行政機関における流用を先決することにもなり、事務事業の執行において重要な支障をきたす恐れもある。」とあります。

予算の流用については、款項の差しかえ以外については別に議決も要りませんし、「それが重大な支障をきたす恐れがある」と言っていますが、通常、そういった流用はなされているものであって、予算は金額を必ず提示しなければならないと、この100条の第11項は言っていると思います。

そして、最後の「豊明市議会において「平成24年度の議会費の予算の範囲内」と明確に定めてあることは、昭和34年6月23日の行政実例にある「地方自治法第100条第11項に規定する調査のために要する経費の額は、予算の定額の範囲内で定めるものであつ

て、予算を超えて定めることはできない。」に合致している」と書かれていますけれども、恐らく私たちが勉強している、この「百条ハンドブック」から出されたものであると思います、まさにその部分でありますので。

しかし、こここの部分は何を言っているかというと、「流用や予備費を使っても予算が超えた場合は、補正予算を出しなさい」、こここの質問の趣旨はそういうことあります。「予算の定額の範囲内である」というのは、今、予算認定をしている額を超えるものをやるときは、勝手にしてはいけない。そういったときは補正予算を出しなさいという趣旨であって、全くこの本文に書かれている趣旨を理解しないで、自分たちの出した、この「24年度の議会費の予算の範囲内」というものに対して、無理に合致させ、それを主張しているもののように思われます。

私は、もともと金額を定めていないもの、そして「定額の範囲内」というのは、私たちが予算で認定した金額を超えてはいけない。それを超えるときは、補正予算を出しなさいというのが、この100条の第11項の趣旨であると思います。

恐らくこれは、いろんな本を読んで調べましたので、その趣旨の理解は間違いないと思いますので、その意味においては、この弁明は全く当たっていないので、私は理由になつていないと想い、この弁明書に対しては反対いたします。

No.148 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.149 ○6番(藤江真理子議員)

この弁明書に対して、私も反対の立場で討論させていただきます。

今、現在、百条委員会の調査項目の中には農地法違反については、今、まさにその関連事項が農業委員会で審査されているさなかであります。

この弁明書の案にあります最後から2ページの下から9行目にあります「調査特別委員会は違反にあつた状態を重視しているものであり、違反に至るまでの経緯と、そこに係る市農業委員会の事務について調査するものである。」と書かれてあります。

ここで、調査する側と、あと調査される側、ここに同じ委員がいることは、普通の市民感覚からしまして、農業委員会の審査に影響を及ぼす懸念が持たれ、公平性の点からも大きな疑問を持ちます。

市長が再議請求を出されました先月の11月22日、その前日の21日に開催されました第11回豊明市農業委員会総会議事録を開示請求しましたところ、議会推薦枠で会議に参加してみえる委員の発言があり、また、それを受けて次に発言している委員の方が、「同意見である。慎重に扱うべき」と発言していらっしゃるのがわかります。

これだけの議事録の発言、いろいろな解釈があると思いますけれども、議員である委員

が、仮に発言を控えたとしても、議員、しかも百条委員会の委員がその場に同席しているということが、全く影響を及ぼさないと言えますでしょうか。

百条委員会が、議会の調査権としてどれほど強い権限があるのか、その重みを認識していない市民の方たちでさえからも、本来、農業委員会で取り扱う範囲のものを、百条委員会で取り扱うことについて、「それはいかんでしょう」という声も多数届いております。

市民が本当に私たち議会に求めていることは何でしょうか。再議請求の後、再びここで議決をし、こうして県から弁明書の提出を求められている状態を、豊明市の外から見ている人たちが、どう捉えているのかをご存じでしょうか。

何より、私たちの大切な豊明市民の多くが望んでいることが何であるかを想像すれば、議会としてかじを切る方向が大きくそれてしまっていると私は理解してしまいます。

再議請求のときの理由の2点目にありましたように、農業委員会の決定に影響を及ぼすことが懸念される調査権の行使は、議会として、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を超えると考えます。

二元代表制の意味からも、執行機関である行政と議会、それぞれに分担が定められた事項にまで、他方の権限が及んでしまったら、対等な立場からお互いに抑制、牽制することができなくなります。

市民から負託を受けている以上、豊明市の議会としてこうした内容の弁明書を出すことに、私は賛成はできません。

以上で反対討論を終わります。

No.150 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.151 ○12番(山盛左千江議員)

私も、先に討論されました議員と同様に、この弁明には反対の立場をとらせていただきます。

3つについて弁明しておりますが、1点目の、額を定めるというところについては、近藤恵子議員が言われましたとおり、大変具体的に自治体名を挙げられましたけれども、その自治体の解釈が100条の規定に合致しているかどうかの確認はできていないものと思います。

私たちは、法に基づいてさまざまことを協議し、決定する立場にあるので、法律に書かれていることを、まずもって遵守するのが筋であると思います。

他市の例によるということだけでは、とても弁明としては弱いもの、十分ではないというふうに判断いたしました。

2つ目の件ですけれども、抽象的であるということ。この弁明の中に書かれておりますけ

れども、何度も「市長の職権濫用は明白である」という言葉が書かれております。であるならば、先ほど質疑いたしましたけれども、なぜ、その調査項目に具体的に上げなかつたのか、上げられなかつたのか。

本来、上げるべきであるという市長の再議請求の中身であります。それに対して何も答えていない。弁明になつてないというふうに思います。

少なくとも、今この場できちつと答弁していただければよろしかつたかと思いますが、それもしていただけませんでしたので、この弁明には賛成しかねるということあります。

3つ目、農地法の部分であります。農地法違反ということを特定して調査するのであるならば、先ほど早川議員が言われました農業災害補償法ですか、そこに基づく農業共済のことが調査項目に入っているということは、権限を逸脱する、違法なものということになります。

そのことについても、答弁がありませんでした。なぜ、ここで答弁ができないのか、そのことが逆に疑問であります。はつきりと言わればよかったです。

農地法を対象としているのであれば、この共済組合の調査は違法である、権限外であるということを認めてくださればよかったですし、そうでないならば、そのことを改めてきちっとここで弁明すべきであつただろうというふうに思います。

以上の3点の理由から、この弁明には賛成いたしません。

それから、もう一つ申し上げます。

先ほど月岡議員が、私の質問に対して、「なぜ時間をとつて質問をするのか疑問である」という発言がありました。さらにそれに対して伊藤議員が、議長に精査を求めるような趣旨の質問がありました。

私は、議長から、「質疑のある者は挙手を願います」という、それに応じて質問をしているものであり、まさしく議員の権利であり、責任を持ってこの質問をしております。それを、このような発言をされるということは、大変侮辱された思いであります。

この点につきましても、議長の精査をいただきまして、十分なるこの取り扱い、議員の権限を奪うものである、そういう私は考えを今、持っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

No.152 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.153 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

議員提出議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.154 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今定例月議会において議決されました事項につきましては、豊明市議会会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その取り扱いを議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.155 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、議長に委任と決しました。

(議長の声あり)

No.156 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.157 ○12番(山盛左千江議員)

先ほど討論の中で申し上げました月岡議員、伊藤議員の発言については、議長はどのように取り扱っていただけるのでしょうか。ここでお話しいただきたいと思います。お願ひします。

No.158 ○議長(安井 明議員)

山盛議員の発言につきましても、議長の権限によって会議録を精査をいたします。

以上で 12 月定例月議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。明 12 月 21 日から平成 25 年 2 月 25 日までの 67 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.159 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、明 12 月 21 日から平成 25 年 2 月 25 日までの 67 日間を休会とすることに決しました。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.160 ○市長(石川英明君)

平成 24 年 12 月定例月議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成 24 年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出予算の補正予算を始め、全議案について慎重審議をいただきました。その結果、補正予算案、条例改正案など全議案につきご承認を賜ることができました。まことにありがとうございました。

また、議案審議を通じまして、数々のご指摘やご提言をいただくことができました。特に機構改革、任期付職員の採用、消防署の超過勤務に係るご指摘などは、議論の趣旨を踏まえ慎重に、また適切に対処してまいる所存であります。

国におきましては、衆議院選挙が終わり、自民党が圧勝いたしました。この選挙の結果により政権交代が行われ、経済政策や外交、防衛など、今後さまざまな政策の変化が予想されます。

しかしながら、旧の政権でありました民主党により実施されてきました地域主権、地域のことは地域で決める、このことは、政権が変わっても引き続いていかなければならないことであると思います。

今議会、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律、地域主権改革一括法の施行に伴い、多数の条例を提案いたしました。

一部を除き、国の法律をそのまま引き継ぐものとなり、独自性を盛り込むには至りませんでした。

今後は、市民の皆様と意見交換を重ねながら、少しでも豊明らしさが出せるよう、努力してまいりたいと考えています。

また、今議会に提案いたしました指定管理者の指定の手続に関する条例も可決をいただき、平成 26 年度より、指定管理者による公共施設の管理運営に向けて進めることになり、「小さな政府・大きな行政」もさらに前進させることができます。

民間の専門性やノウハウを十二分に発揮していただき、市民サービスの向上とコストの縮減に努力してまいります。

市制 40 周年を迎えた本年も、残りわずかとなりました。来るべき平成 25 年におきましても、私の政治信念であります「新しい公共」、「市民自治の推進」を目指し、さまざまな政策を打ち出していく所存でございます。

最後になりますが、年末を迎え何かと多忙な時期に入ってまいりました。議員各位におかれましては、寒さの中、十分な健康管理をしていただき、来るべき新年には、さらなる本市の発展に向け、ともに汗を流したいと希望しております。

議員各位のますますのご活躍を心よりご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

No.161 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

次回は、平成 25 年 2 月 26 日午前 10 時より 3 月定例月議会を開きます。

本年最後の定例月議会を散会するに当たりまして、議員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、迎えます平成 25 年が、本市にとってもよりよい年となりますよう、あわせて皆様方のご多幸をご祈念申し上げまして、平成 24 年 12 月定例月議会を散会といたします。

午後4時2分散会

copyright(c) Toyoake City.